

担当課 観光課

| | | | |
|---|---------------|---|--------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 河口湖ハーブ館 | |
| 2 | 指定の期間 | 平成18年7月1日 ～ 平成23年3月31日 | |
| 3 | 指定管理者の候補者 | 名称 | 財団法人 富士河口湖ふるさと振興財団 |
| | | 所在 | 富士河口湖町河口3170番地 |
| 4 | 候補者の選定理由 | <p>当施設の設置の目的は、「町民文化の発展と地域振興」であり、指定管理者には、町のシンボルとして周辺施設や地域の発展に貢献することが求められる。財団は、開館以来、地域振興を念頭においた営業施策を実行し、観光による河口湖全体の地位向上、イメージアップに大きく貢献しており、施設設置目的を十分達成することが期待できます。</p> <p>また、当施設は財団が管理運営することにより、引き続き雇用確保の確実性及び町のアンテナショップとしての役割が期待できることが評価されました。</p> <p>集客力については実績から鑑み、事業展開の高いノウハウとさらに改革案の提示等と向上に向けた取り組みが評価されました。</p> | |
| 5 | 指定管理者審査委員会の概要 | <p>(1) 委員会の構成</p> <p>委員 11人 職員、外部評価者、経営審査指導員</p> <p>(2) 審査会</p> <p>第1回 施設の管理運営業務の内容及び基準、募集要項、審査手順及び観光課指定管理者選定基準等の検討</p> <p>第2回 応募者のプレゼンテーション及びヒアリング、事業計画書の審査、採点</p> <p>第3回 指定管理者候補者の審査結果</p> | |
| 6 | 指定管理者の議決予定 | 平成18年6月定例議会 | |